



# 熊本県公報

第 1 3 5 6 7 号  
令和 8 年(2026 年)  
9 月 4 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

|                                                                       |    |
|-----------------------------------------------------------------------|----|
| 告 示                                                                   |    |
| ○漁船保険義務加入同意の承認(熊本北部加入区外 2 加入区)・・・(団体支援課)                              | 1  |
| ○熊本県税証紙代金収納計器の指定・・・・・・・・・・(税務課)                                       | 1  |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定・・・・(障がい者支援課)                                | 2  |
| ○障害者総合支援法に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・(〃)                                      | 2  |
| ○障害者総合支援法に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・(〃)                                      | 2  |
| ○特定計量器検定検査規則第 3 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査・・・・・・・・(産業支援課) | 2  |
| ○道路の区域変更・・・・・・・・・・(道路保全課)                                             | 3  |
| ○道路の区域変更・・・・・・・・・・(〃)                                                 | 4  |
| ○道路の区域変更・・・・・・・・・・(〃)                                                 | 4  |
| ○道路の供用開始・・・・・・・・・・(〃)                                                 | 4  |
| 公 告                                                                   |    |
| ○道路の位置の指定・・・・・・・・・・(建築課)                                              | 5  |
| ○住宅確保要配慮者居住支援法人の変更・・・・・・・・・・(住宅課)                                     | 5  |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・(建築課)                                   | 5  |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・(〃)                                     | 6  |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・(〃)                                     | 6  |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・(〃)                                     | 6  |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・(〃)                                     | 6  |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・(〃)                                     | 6  |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・(〃)                                     | 7  |
| ○農用地利用集積等促進計画の認可・・・・・・・・・・(担い手支援課)                                    | 7  |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・(建築課)                                   | 9  |
| ○熊本北部流域下水道の指定管理者の募集・・・・・・・・・・(下水環境課)                                  | 10 |
| ○球磨川上流流域下水道の指定管理者の募集・・・・・・・・・・(〃)                                     | 11 |
| ○八代北部流域下水道の指定管理者の募集・・・・・・・・・・(〃)                                      | 13 |
| ○万日山緑地公園の指定管理者の募集・・・・・・・・・・(地域振興課)                                    | 15 |
| ○三角港波多マリーナの指定管理者の募集・・・・・・・・・・(港湾課)                                    | 16 |
| ○熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園の指定管理者の募集・・・・・・・・(都市計画課)                         | 18 |
| ○水俣広域公園の指定管理者の募集・・・・・・・・・・(〃)                                         | 20 |
| 登 載 依 頼                                                               |    |
| ○熊本県次期教育情報基盤システム構築等業務に係る一般競争入札の落札者等の決定・・・・・・・・・・(教育政策課)               | 22 |
| ○公示送達・・・・・・・・・・(収用委員会)                                                | 23 |

## 告 示

### 熊本県告示第 6 3 7 号

漁船損害等補償法(昭和 2 7 年法律第 2 8 号)第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、熊本北部加入区、芦北町加入区及び天草町加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

令和 8 年(2 0 2 6 年)9 月 4 日

熊本県知事 木 村 敬

### 熊本県告示第 6 3 8 号

平成 2 5 年 2 月 2 2 日熊本県告示第 1 6 3 号(熊本県税証紙代金収納計器及び取扱人の指定)の一部を次のように改正する。

令和 8 年(2 0 2 6 年)9 月 4 日

熊本県知事 木 村 敬

本文中「第 1 0 0 条の 6 第 1 項及び第 2 項(同条例第 1 0 5 条第 6 項において準用する

場合を含む。)」を「第105条第5項」に改め、1中「2号機 ネオポストSH-2021型 6190348」を削る。

**熊本県告示第639号**  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業所の名称及び所在地                   | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名                                     | 指 定 年 月 日       | 事 業 所 番 号  | 障害児通所支援の種類               |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------|------------|--------------------------|
| ブロッサムジュニア 玉名教室<br>玉名市中1821番地1 | 株式会社アクロス<br>福岡県大牟田市明治町一丁目5番地7<br>ネオス新栄町駅パークサイド1406号<br>阿久根 利男 | 令和8年（2026年）9月1日 | 4350400208 | 指定児童発達支援<br>指定放課後等デイサービス |

**熊本県告示第640号**  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業所の名称及び所在地                | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名          | サービスの種類 | 指定年月日           |
|----------------------------|------------------------------------|---------|-----------------|
| グループホーム いろねの家<br>玉名市六田43-8 | 株式会社いろね<br>玉名市天水町小天214-4<br>大久保 裕理 | 共同生活援助  | 令和8年（2026年）9月1日 |

**熊本県告示第641号**  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業所の名称及び所在地                      | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名             | サービスの種類 | 指定年月日           |
|----------------------------------|---------------------------------------|---------|-----------------|
| グループホームはっぴいくらす<br>八代市古閑中町1101番地3 | 八代市高島町4772番地10<br>はっぴいくらす合同会社<br>梶 佳代 | 共同生活援助  | 令和8年（2026年）9月1日 |

**熊本県告示第642号**  
計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域  
人吉市、球磨郡
- 3 検査日等

| 検査日（令和8年（2026年）） | 検査受付時間               | 検査場所                 |
|------------------|----------------------|----------------------|
| 10月5日（月）         | 午前10時30分から午前11時30分まで | 黒肥地公民館               |
| 10月5日（月）         | 午後1時から午後3時30分まで      | 多良木町畜産センター           |
| 10月6日（火）         | 午前9時から午後3時まで         | 湯前町役場                |
| 10月7日（水）         | 午前9時から午後3時30分まで      | 水上村役場 地下駐車場          |
| 10月8日（木）         | 午前9時から午前11時30分まで     | 五木村役場                |
| 10月8日（木）         | 午後1時から午後2時まで         | 宮園憩いの家               |
| 10月13日（火）        | 午前10時30分から午後4時まで     | あさぎり町上支所             |
| 10月14日（水）        | 午前10時から午後3時30分まで     | あさぎり町役場 第二庁舎         |
| 10月15日（木）        | 午前9時から午後2時30分まで      | 錦町青年会館               |
| 10月19日（月）        | 午前10時から午後4時まで        | 山江村役場                |
| 10月20日（火）        | 午前9時から午前11時30分まで     | 相良村林業総合センター          |
| 10月20日（火）        | 午後1時から午後4時まで         | 相良村ふれあいセンター          |
| 10月21日（水）        | 午前9時から午後3時まで         | 球磨村役場 コミュニティセンター清流館前 |
| 10月26日（月）        | 午前10時から午後3時30分まで     | 人吉市東西コミュニティセンター      |
| 10月27日（火）        | 午前9時から午後3時30分まで      | 人吉市東西コミュニティセンター      |
| 10月28日（水）        | 午前9時から午後3時まで         | 人吉市東西コミュニティセンター      |

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称  
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第643号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和8年（2026年）9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員<br>（メートル） | 延長<br>（メートル） | 備考 |
|-------|-----|-----------|----|--------------|--------------|----|
|-------|-----|-----------|----|--------------|--------------|----|

|      |       |                                       |   |                  |     |            |
|------|-------|---------------------------------------|---|------------------|-----|------------|
| 一般県道 | 湯出大口線 | 水俣市湯出<br>671番9地先から<br>同所<br>671番9地先まで | 前 | 8.9<br>～<br>9.4  | 6.8 | 災害復旧<br>事業 |
|      |       |                                       | 後 | 8.9<br>～<br>13.0 | 6.8 |            |

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）9月4日

熊本県告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和8年（2026年）9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区域を変更する区間                                            | 前後 | 幅 員<br>(メートル)     | 延 長<br>(メートル) | 備 考        |
|-------|-------|------------------------------------------------------|----|-------------------|---------------|------------|
| 主要地方道 | 松島馬場線 | 上天草市松島町教良木<br>字ツタキ<br>5249番2地先から<br>同所<br>5249番2地先まで | 前  | 12.9<br>～<br>26.2 | 15.5          | 災害復旧<br>工事 |
|       |       |                                                      | 後  | 15.7<br>～<br>26.2 | 15.5          |            |

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）9月4日

熊本県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和8年（2026年）9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区域を変更する区間                                            | 前後 | 幅 員<br>(メートル)     | 延 長<br>(メートル) | 備 考        |
|-------|-------|------------------------------------------------------|----|-------------------|---------------|------------|
| 主要地方道 | 松島馬場線 | 上天草市松島町教良木<br>字穴スミ<br>5189番4地先から<br>同所<br>5189番2地先まで | 前  | 22.4<br>～<br>29.0 | 12.0          | 災害復旧<br>工事 |
|       |       |                                                      | 後  | 23.3<br>～<br>29.0 | 12.0          |            |

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）9月4日

熊本県告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）9月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供用を開始する区間                                     | 延 長<br>(メートル) | 備 考        |
|-------|-------|-----------------------------------------------|---------------|------------|
| 一般県道  | 古石天月線 | 葦北郡芦北町大字告字楠ノ平<br>206番3地先から<br>同所<br>206番3地先まで | 45.2          | 災害防除<br>工事 |

2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）9月4日

公 告

熊本県公告第488号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市東区小山三丁目3番3号
- 2 築造者の氏名 株式会社サンサン
- 3 道路の位置 菊池市野間口字待塚398番6の一部、同398番12、同398番15及び同399番11
- 4 道路の幅員 4.02メートルから6.02メートルまで
- 5 道路の延長 57.52メートル
- 6 指定年月日 令和8年（2026年）8月18日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第91号

熊本県公告第489号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称  
すまいらいふ株式会社
- 2 変更する事項  
実施する支援業務  
（変更前）法第62条第2号、第3号及び第6号  
（変更後）法第62条第2号、第3号、第4号及び第6号
- 3 変更年月日  
令和8年（2026年）9月1日

熊本県公告第490号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市竹迫字屋敷1751番3及び同1751番6  
484.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋1635番地283 パステルB棟 202号  
小嶋 兆

**熊本県公告第491号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池市泗水町吉富字城本3505番1及び同3505番2の一部  
4,893.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡県福岡市東区香椎浜一丁目9番3-805号  
企業組合奥田鳩運

**熊本県公告第492号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池市旭志川辺字下蛙石900番1、同900番4、同901番、同902番、同903番1、同905番3、同906番1及び同926番並びに里道の一部  
19,201.03平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区小峯三丁目1番18号  
株式会社南栄開発

**熊本県公告第493号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
葦北郡芦北町大字芦北字北田2318番2の一部、同2319番2の一部、同2321番1、同2321番6、同2322番及び同2322番2  
4,467.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡県朝倉市一木1148番地の1  
株式会社ドラッグストアモリ

**熊本県公告第494号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字杉水字大谷3770番1、同3770番5、同3770番8、同3770番9、同3772番3、同3773番1、同3773番2、同3773番5、同3773番7、同3773番8、同3773番9、同3773番10及び同3773番11  
9,194.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区錦ヶ丘18番24号  
大和ハウス工業株式会社 熊本支店

**熊本県公告第495号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字小迫1518番1、同1518番2、同1518番3、同1518番4及び同1518番5

- 1, 519.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
葦北郡芦北町大字佐敷443番地79  
松原 久美子  
葦北郡芦北町大字丸山467番地1  
松原 茂喜

熊 本 県 公 告 第 4 9 6 号  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊 本 県 知 事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市福原字村上1121番3、同1146番1及び同1146番3  
3, 626.21平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区上南部二丁目1番100号  
株式会社ハピネス

熊 本 県 公 告 第 4 9 7 号  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊 本 県 知 事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 農地中間管理権の設定等を行う者      |     | 賃借権の設定等を受ける者 |     | 農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地 |
|----------------------|-----|--------------|-----|----------------------------|
| 氏名又は名称               | 住 所 | 氏名又は名称       | 住 所 |                            |
| 藤本 道敏                | 山江村 | 岡本 祥希        | 山江村 | 球磨郡山江村大字山田甲字秋ノ下939         |
| 藤本 道敏<br>（亡）藤本<br>正吾 | 山江村 | 岡本 祥希        | 山江村 | 球磨郡山江村大字山田甲字秋ノ下937－1       |
| 藤本 道敏<br>（亡）藤本<br>正吾 | 山江村 | 桐木 隆史        | 山江村 | 球磨郡山江村大字山田甲字秋ノ下961         |
| 藤本 一彦                | 山江村 | 桐木 隆史        | 山江村 | 球磨郡山江村大字山田甲字梅木501－1ほか1筆    |
| 藤本 泰範                | 山江村 | 西 豊          | 山江村 | 球磨郡山江村大字山田丁字辻82            |
| 東 洋一                 | 甲佐町 | 坂本 秀孝        | 甲佐町 | 上益城郡甲佐町大字田口字上松2502         |
| 成田 廉司                | 熊本市 | 坂本 秀孝        | 甲佐町 | 上益城郡甲佐町大字田口字池田3515         |
| 永野 公明                | 甲佐町 | 坂本 秀孝        | 甲佐町 | 上益城郡甲佐町大字田口字後田1455－1       |
| 布田 蓉市郎               | 甲佐町 | 坂本 秀孝        | 甲佐町 | 上益城郡甲佐町大字田口字下川原2204－1ほか1筆  |
| 松坂 亨                 | 甲佐町 | 坂本 秀孝        | 甲佐町 | 上益城郡甲佐町大字田口字下川原2212－1      |
| 福田 崇子                | 甲佐町 | 坂本 秀孝        | 甲佐町 | 上益城郡甲佐町大字田口字下川原2202－1ほか3筆  |

|                       |                 |               |     |                               |
|-----------------------|-----------------|---------------|-----|-------------------------------|
| 河田 美佐子<br>外1名         | 熊本市             | 金森 留美         | 甲佐町 | 上益城郡甲佐町大字船津字松本<br>726         |
| 小林 稔                  | 甲佐町             | 株式会社つか<br>さ農園 | 御船町 | 上益城郡甲佐町大字府領字中原<br>2094        |
| 児成 千晴                 | 甲佐町             | 株式会社つか<br>さ農園 | 御船町 | 上益城郡甲佐町大字府領字南原<br>2019ほか1筆    |
| 錦 幸治                  | 甲佐町             | 株式会社つか<br>さ農園 | 御船町 | 上益城郡甲佐町大字府領字南原<br>2038        |
| 佐藤 千代美<br>(亡)中野<br>健一 | 熊本市             | 株式会社つか<br>さ農園 | 御船町 | 上益城郡甲佐町大字府領字中原<br>2109        |
| 福田 一良                 | 甲佐町             | 福田 聡司         | 甲佐町 | 上益城郡甲佐町大字田口字古川<br>2295-1ほか2筆  |
| 加藤 邦代                 | 山都町             | 野口 慎吾         | 山都町 | 上益城郡山都町鶴ヶ田字歩原1<br>107-1ほか11筆  |
| 加藤 邦代                 | 山都町             | 那須 和信         | 山都町 | 上益城郡山都町鶴ヶ田字北大原<br>948ほか2筆     |
| 荒木 敏雄                 | 山都町             | 那須 和信         | 山都町 | 上益城郡山都町鶴ヶ田字鬼ノ城<br>791-3ほか1筆   |
| 飯開 保人                 | 山都町             | 坂本 潤一         | 山都町 | 上益城郡山都町男成字見嶽平7<br>07ほか2筆      |
| 福嶋 堅司                 | 熊本市             | 時永 辰則         | 山都町 | 上益城郡御船町大字滝尾字六地<br>蔵443        |
| 緒方 智                  | 熊本市             | 時永 辰則         | 山都町 | 上益城郡御船町大字滝尾字六地<br>蔵414-1ほか1筆  |
| 増田 厚                  | 御船町             | 時永 辰則         | 山都町 | 上益城郡御船町大字滝尾字六地<br>蔵430ほか3筆    |
| 山口 英子                 | 御船町             | 時永 辰則         | 山都町 | 上益城郡御船町大字滝尾字六地<br>蔵405-1      |
| 吉永 格                  | 御船町             | 寺崎 章子         | 熊本市 | 上益城郡御船町大字御船字下山<br>神623-1      |
| 緒方 一<br>(亡)緒方<br>宗人   | 御船町             | 徳永 廣敏         | 御船町 | 上益城郡御船町大字陣字一丁橋<br>860-1ほか1筆   |
| 堀江 信一                 | 千葉県<br>習志野<br>市 | 福永 明夫         | 御船町 | 上益城郡御船町大字滝尾字堂ノ<br>前525-1      |
| 内田 一敏                 | 嘉島町             | 西岡 敏春         | 嘉島町 | 上益城郡御船町大字高木字中須<br>123         |
| 米光 輝幸                 | 御船町             | 荒木 崇          | 御船町 | 上益城郡御船町大字高木字石安<br>181         |
| 守田 律子                 | 御船町             | 西島 聖児         | 御船町 | 上益城郡御船町大字高木字善助<br>山2821-2ほか5筆 |
| 森本 キヌ子<br>(亡)森本<br>重人 | 益城町             | 花田 直          | 益城町 | 上益城郡益城町大字赤井字中田<br>899ほか3筆     |
| 吉川 圭二                 | 益城町             | 吉川 計幸         | 益城町 | 上益城郡益城町大字寺迫字栄田                |



|                        |             |                   |     |                                  |
|------------------------|-------------|-------------------|-----|----------------------------------|
| (亡) 吉川<br>利治           |             |                   |     | 1 4 3 4 ほか2筆                     |
| 丸内 英一                  | 益城町         | 吉村 和昭             | 益城町 | 上益城郡益城町大字木山字遠見<br>塚1 2 6 9－1ほか1筆 |
| 水口 マチ子<br>(亡) 水口<br>和喜 | 益城町         | 吉田 一樹             | 益城町 | 上益城郡益城町大字田原字蔦木<br>5 6－2ほか1筆      |
| 福岡 猛                   | 益城町         | 荒牧 政文             | 益城町 | 上益城郡益城町大字寺中字保口<br>1 0 2 3        |
| 奥永 正親                  | 福岡県<br>北九州市 | 坂本 強              | 益城町 | 上益城郡益城町大字宮園字芦原<br>1 4 9－1        |
| 坂本 セツ子                 | 益城町         | 坂野 則昭             | 益城町 | 上益城郡益城町大字木山字大迫<br>端8 8 2         |
| 坂本 孝                   | 熊本市         | 坂野 則昭             | 益城町 | 上益城郡益城町大字木山字大迫<br>端8 8 6－1       |
| 竹内 義一                  | 益城町         | 倉本 敬史             | 益城町 | 上益城郡益城町大字馬水字中道<br>2 9 4ほか1筆      |
| 宇土 淳一                  | 益城町         | 竹下 辰夫             | 益城町 | 上益城郡益城町大字田原字北大<br>久保7 1 5ほか2筆    |
| 園田 利信                  | 益城町         | 有限会社長尾<br>農産      | 益城町 | 上益城郡益城町大字惣領字西城<br>ノ尾2 0 4 2      |
| 園田 初美                  | 益城町         | 有限会社長尾<br>農産      | 益城町 | 上益城郡益城町大字惣領字西城<br>ノ尾2 0 4 3      |
| 柳原 新一                  | 熊本市         | 有限会社中川<br>農園      | 益城町 | 上益城郡益城町大字木山字下辻<br>6 0 8－1        |
| 吉永 榮子                  | 益城町         | 株式会社S－<br>F A R M | 益城町 | 上益城郡益城町大字杉堂字高遊<br>原8 6 3         |
| 稲田 忠則                  | 益城町         | 株式会社S－<br>F A R M | 益城町 | 上益城郡益城町大字杉堂字東高<br>遊8 5 1－2       |

| 賃借権の設定等を受ける者 |     | 賃借権の設定等を受ける土地               |
|--------------|-----|-----------------------------|
| 氏名又は名称       | 住 所 |                             |
| 農蘇 正順        | 人吉市 | 球磨郡山江村大字万江甲字田中3 1 7         |
| 上田 晋也        | 甲佐町 | 上益城郡甲佐町大字世持字池田2 9－1ほか<br>1筆 |

2 認可年月日  
令和8年（2026年）8月27日

熊本県公告第498号  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字馬場楠字迫5 1 5番、同5 1 6番及び同5 1 7番  
9 0 2 . 9 9平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼2 3 4 5番地4  
株式会社デレクト

# 熊本県公告第499号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和8年(2026年)9月4日

熊本県知事 木 村 敬

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称  
熊本北部流域下水道（以下「流域下水道」という。）
- (2) 場所  
熊本県熊本市北区鶴羽田町12番地の1ほか
- (3) 施設の規模等
 

|   |            |                    |
|---|------------|--------------------|
| ア | 全体計画処理面積   | 4,999ヘクタール         |
| イ | 全体計画処理人口   | 225,600人           |
| ウ | 全体計画日最大汚水量 | 1日当たり114,380立方メートル |
| エ | 全体計画処理能力   | 1日当たり115,000立方メートル |
- (4) 施設の概要  
終末処理場（熊本北部浄化センター）、中継ポンプ場、幹線管きょ接続点流量測定システムほか

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務

## 3 指定管理者の指定の期間

令和9年(2027年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで

## 4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
- (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録を受けており、かつ、下水道法（昭和33年法律第79号）その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
- (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設（1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設）に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
- (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。

## 5 申請の手続

### (1) 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

- |   |                                                                                        |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ア | 指定管理者指定申請書                                                                             |
| イ | 事業計画書及び収支予算書                                                                           |
| ウ | 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類                                                                  |
| エ | 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本                                                                     |
| オ | 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類                                     |
| カ | 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類                                             |
| キ | 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）                                 |
| ク | 納税証明書                                                                                  |
|   | （ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書                                                       |
|   | （イ）熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書 |
| ケ | その他知事が必要と認める書類                                                                         |
|   | （ア）法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や執                                                   |

- 行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)  
(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表  
団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)  
(ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
- (2) 申請書の提出先  
熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班(県庁行政棟本館12階)  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号096-333-2529
- (3) 提出期間等  
令和8年(2026年)9月14日(月)から令和8年(2026年)10月5  
日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時ま  
でに必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
- (4) 提出部数  
正本1部、副本11部
- 6 指定管理候補者の選定  
令和8年(2026年)10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、  
各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者と  
し、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付  
5の(2)に掲げる場所で、令和8年(2026年)9月4日(金)から令和8年(2026年)10月5日(月)までの間に交付する。
- 8 説明会  
(1) 日時  
令和8年(2026年)9月16日(水)午前10時  
(2) 場所  
熊本北部浄化センター  
(3) その他  
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)  
にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項  
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。  
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適  
当と認められるとき。  
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため  
複写する。  
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基  
づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他  
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容に  
ついて説明を求める。  
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定  
する。  
(3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。  
(4) 問合せ先  
5の(2)に同じ。

#### 熊本県公告第500号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和8年(2026年)9月4日

熊本県知事 木 村 敬

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称  
球磨川上流流域下水道(以下「流域下水道」という。)
- (2) 場所  
熊本県球磨郡錦町大字一武字平岩70番地の1ほか
- (3) 施設の規模等  
ア 全体計画処理面積 1,436ヘクタール  
イ 全体計画処理人口 16,890人  
ウ 全体計画日最大汚水量 1日当たり8,370立方メートル  
エ 全体計画処理能力 1日当たり9,600立方メートル
- (4) 施設の概要  
終末処理場(球磨川上流浄化センター)、中継ポンプ場、マンホールポンプ、幹

- 線管きょ流量測定システム、止水ゲートほか
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
  - (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
  - (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和9年(2027年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで
- 4 参加資格  
次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 県内に事業所を有すること。
  - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
  - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
  - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
  - (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録を受けており、かつ、下水道法(昭和33年法律第79号)その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
  - (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設(1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設)に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
  - (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。
- 5 申請の手続
  - (1) 申請書類  
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
    - ア 指定管理者指定申請書
    - イ 事業計画書及び収支予算書
    - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
    - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
    - オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
    - カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
    - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。)
    - ク 納税証明書
      - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
      - (イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
    - ケ その他知事が必要と認める書類
      - (ア) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)
      - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)
      - (ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
  - (2) 申請書の提出先  
熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班(県庁行政棟本館12階)  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号096-333-2529
  - (3) 提出期間等  
令和8年(2026年)9月14日(月)から令和8年(2026年)10月5日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
  - (4) 提出部数  
正本1部、副本11部
- 6 指定管理候補者の選定  
令和8年(2026年)10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者と

し、最終的に県において選定する。

- 7 募集要項の交付
  - 5の(2)に掲げる場所で、令和8年(2026年)9月4日(金)から令和8年(2026年)10月5日(月)までの間に交付する。
- 8 説明会
  - (1) 日時  
令和8年(2026年)9月16日(水)午前10時
  - (2) 場所  
球磨川上流浄化センター
  - (3) その他  
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
  - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
    - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
    - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
    - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
    - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
    - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
  - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
  - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
  - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
  - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
  - (3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。
  - (4) 問合せ先  
5の(2)に同じ。

#### 熊本県公告第501号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和8年(2026年)9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称  
八代北部流域下水道(以下「流域下水道」という。)
  - (2) 場所  
熊本県八代市鏡町芝口11番割551ほか
  - (3) 施設の規模等
    - ア 全体計画処理面積 1,226ヘクタール
    - イ 全体計画処理人口 29,750人
    - ウ 全体計画日最大汚水量 1日当たり11,510立方メートル
    - エ 全体計画処理能力 1日当たり13,600立方メートル
  - (4) 施設の概要  
終末処理場(八代北部浄化センター)、中継ポンプ場、マンホールポンプ、幹線管きょ流量測定システム、止水ゲートほか
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
  - (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
  - (3) その他指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和9年(2027年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで
- 4 参加資格  
次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 県内に事業所を有すること。
  - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
  - (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
  - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による

- 取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
- (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録を受けており、かつ、下水道法（昭和33年法律第79号）その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
- (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設（1施設当たりの現有処理能力が1日当たり10,000立方メートル以上で標準活性汚泥法による施設）に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
- (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
- 申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本市の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (ウ) 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書
- (2) 申請書の提出先
- 熊本県土木部道路都市局下水環境課経営班（県庁行政棟本館12階）  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号096-333-2529
- (3) 提出期間等
- 令和8年（2026年）9月14日（月）から令和8年（2026年）10月5日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。提出は、持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。電子メール、ファクシミリでの提出は、受け付けない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本11部
- 6 指定管理候補者の選定
- 令和8年（2026年）10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会における指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
- 5の(2)に掲げる場所で、令和8年（2026年）9月4日（金）から令和8年（2026年）10月5日（月）までの間に交付する。
- 8 説明会
- (1) 日時
- 令和8年（2026年）9月16日（水）午前10時
- (2) 場所
- 八代北部浄化センター
- (3) その他
- 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

- オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、流域下水道の維持管理に係る経費とする。
- (4) 問合せ先  
5の(2)に同じ。

**熊本県公告第502号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称 万日山緑地公園（以下「公園」という。）
- (2) 所在地 熊本市西区春日5丁目、6丁目及び池上町地内
- (3) 面積 17.6ヘクタール
- (4) 施設の概要  
ア 園路及び広場 園路、広場、樹林地  
イ 修景施設 植栽等  
ウ 休養施設 ベンチ  
エ 便益施設 駐車場、トイレ1棟、案内板、誘導板、掲示板  
オ 管理施設 擬木柵（転落防止、横断防止）、給排水設備
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 公園の維持及び修繕に関する業務
- (2) (1)に掲げるもののほか、指定管理者が公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで
- 4 参加資格  
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に本店又は支店を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類  
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 万日山緑地公園指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

- ケ その他知事が必要と認める書類  
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳  
(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (2) 申請書の提出先  
熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課（県庁行政棟本館6階）  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号096-333-2135
- (3) 提出期間  
令和8年（2026年）9月24日（木）から令和8年（2026年）10月5日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。なお、電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
- (4) 提出部数  
正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定  
令和8年（2026年）10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付  
5の（2）に掲げる場所で、令和8年（2026年）9月4日（金）から令和8年（2026年）10月5日（月）までの間に交付する。なお、熊本県ホームページにおいても掲載する。
- 8 現地説明会  
(1) 開催日時 令和8年（2026年）9月10日（木）午前10時から  
(2) 集合場所 万日山緑地公園「駐車場」
- 9 留意事項  
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。  
イ 申請書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
ウ 申請書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
エ 申請書等に虚偽の内容が記載されているとき。  
オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。  
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複製する。  
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他  
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。  
(2) 指定管理候補者を、県議会の決議を経て、指定管理者に指定する。  
(3) 問合せ先  
5の（2）に同じ。

**熊本県公告第503号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要  
(1) 名称 三角港波多マリーナ（以下「マリーナ」という。）  
(2) 場所 宇城市三角町波多字郷開2864番地115  
(3) 施設の規模等  
浮栈橋3基  
駐車場面積 1,823平方メートル  
(4) 施設の概要  
長期使用浮栈橋2基、短期使用浮栈橋1基、入退場管理システム1式、防犯カメラ設備1式、駐車場、管理棟1棟、浄化槽1槽
- 2 指定管理者が行う業務  
(1) 施設の利用調整及び管理に関する業務  
(2) 施設の使用の許可に関する業務  
(3) 施設の維持に関する業務  
(4) その他指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで



- 4 参加資格  
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。  
(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。  
(2) 県内に事業所を有すること。  
(3) 熊本県からの指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。  
(4) 労働者災害補償保険に加入していること。  
(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。  
(6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。  
(7) 貸付金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続  
(1) 提出書類  
申請に当たっては、次の書類を提出すること。  
ア 指定管理者指定申請書  
イ 事業計画書及び収支予算書  
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類  
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本  
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類  
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類  
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者の場合を除く。）  
ク 納税証明書  
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書  
(イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書  
ケ 県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳  
コ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）  
サ 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書  
シ その他知事が必要と認める書類  
(2) 申請書の提出先  
熊本県土木部河川港湾局港湾課（県庁行政棟本館12階）  
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2515  
(3) 提出期間  
令和8年（2026年）9月4日（金）から令和8年（2026年）10月5日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、書留郵便により令和8年（2026年）10月5日（月）の午後5時までに必着すること。  
※電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。  
(4) 提出部数  
正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定  
令和8年（2026年）10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付  
5の（2）に定める場所で、令和8年（2026年）9月4日（金）から10月5日（月）までの間に、交付する。
- 8 説明会  
(1) 日時  
令和8年（2026年）9月11日（金）午前10時  
(2) 場所  
マリーナ管理棟内  
(3) その他  
説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の（2）に定める提出先へあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項  
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。

- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 利用料金収入は、マリーナの維持管理に係る経費に充てる。
- (4) 指定管理者は、指定期間中における各事業年度（4月1日から翌年3月31日までを一事業年度とする。）終了後において、419千円又は剰余金（各事業年度の総収入額が当該事業年度の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）から消費税及び地方消費税額を除いた額の50%に相当する額のいずれか高い額を、県に納付するものとする。
- (5) 問合せ先  
5の(2)に同じ。

**熊本県公告第504号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和8年（2026年）9月4日

熊本県知事 木 村 敬

**1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要****(1) 熊本県テクノ中央緑地**

ア 施設の名称 熊本県テクノ中央緑地  
イ 所在地 熊本県上益城郡益城町田原2081番1  
ウ 面積 5.0ヘクタール  
エ 施設の概要

- (ア) 園路及び広場 園路、集いの広場、泉の広場、のびのび広場等  
(イ) 修景施設 植栽、芝生、噴水、滝等  
(ウ) 遊戯施設 ジャングルジム、複合遊具（滑り台等）等  
(エ) 便益施設 駐車場、便所、水飲場  
(オ) 管理施設 管理事務所、機械室、照明施設、標識、案内板等

**(2) 本妙寺山緑地公園**

ア 施設の名称 本妙寺山緑地公園  
イ 所在地 熊本市西区花園六丁目1057番1  
ウ 面積 6.9ヘクタール  
エ 施設の概要

- (ア) 園路及び広場 園路、階段等  
(イ) 修景施設 植栽等  
(ウ) 便益施設 駐車場、案内板

**2 指定管理者が行う業務**

- (1) 施設の維持及び修繕に関する業務  
(2) 条例第3条各号に掲げる行為を行っている者又は行おうとする者に対する指導業務  
(3) 条例第4条第2項各号に掲げる者に対する施設の利用の制限に関する業務  
(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上必要と認める業務

**3 指定管理者の指定の期間**

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで

**4 参加資格**

- (1) 指定管理者になろうとする者（以下「申請者」という。）は、法人又は団体（以下「法人等」という。）とし、複数の法人等で構成される者（以下「グループ」という。）での申請も可能とする。
- (2) 申請者（グループの場合は、そのグループを構成する全ての法人等）の参加資格は、次の全ての要件を満たさなければならない。ただし、グループの場合、そのグループを代表する法人等（以下「代表法人等」という。）以外の法人等（以下「構成法人等」という。）については、イの要件を満たす必要はないものとする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 熊本県内に本店又は支店を有すること。
- ウ 申請者の代表者等が、熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- エ 労働者災害補償保険に加入していること。
- オ 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- キ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (3) 申請者がグループの場合は、次の事項について注意すること。
- ア 指定管理者指定申請書の提出は代表法人等が行うこと。
- イ 指定管理者指定申請書の記名押印等については、代表法人等及び全ての構成法人等が行うこと。
- ウ 代表法人等の変更は認めない。
- エ 構成法人等の変更は原則として認めない。ただし、業務遂行上支障がないと判断される場合については、この限りでない。
- (4) 申請者は、複数の申請を行うことができない。また、グループの代表法人等及び構成法人等は、他のグループの代表法人等又は構成法人等になることができず、単独で申請することもできない。
- 5 申請書類
- (1) 申請者が提出する書類は以下のとおりとする。
- ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）第2条で定める指定管理者指定申請書をいう。）
- イ 熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地公園事業計画書
- ウ グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表法人等、役割分担、代金請求・受領構成法人等を明らかにした書類）
- エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- オ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- キ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない法人等は除く。）
- ケ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- コ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- サ 熊本県内の本店又は支店に所属する従業員の名簿及び賃金台帳
- (2) 前号ウからコまでの書類は、全ての法人等が提出すること。
- (3) 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- 6 申請
- 申請は、次により、「5 申請書類」に掲げる書類のうち申請に必要なもの（以下「申請書一式」という。）を提出して行うこと。
- (1) 提出先 熊本県土木部道路都市局都市計画課（県庁行政棟本館11階）
- (2) 受付期間 令和8年（2026年）9月18日（金）から令和8年（2026年）10月5日（月）まで（県の休日を除く。）
- (3) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (4) 提出方法 持参に限る。
- (5) 提出部数 正本1部、副本9部（副本については、写しで可）
- (6) その他 申請書一式は、返却しない。また、申請書一式は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。なお、申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。
- 7 募集要項等の配布
- 6（1）に掲げる場所で、令和8年（2026年）9月4日（金）から令和8年（2026年）10月5日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。なお、熊本県ホームページにおいても掲載する。
- 8 質問・回答
- 募集要項の内容に関する質問は、次により行うこと。
- (1) 提出期限 令和8年（2026年）9月18日（金）午後5時00分
- (2) 提出方法 必要事項を記入した質問書を電子メールで提出すること。
- (3) 提出先 toshikouen@pref.kumamoto.lg.jp
- (4) 回答 令和8年（2026年）9月25日（金）午前9時00分までに県のホームページに掲載する。なお、質問をした法人等の名称は公表しない。
- 9 現地見学会
- 現地見学会を次のとおり開催する。参加を希望する場合は、次により申し込むこと。
- (1) 熊本県テクノ中央緑地
- ア 開催日時 令和8年（2026年）9月14日（月）午前10時から
- イ 開催場所 熊本県テクノ中央緑地「のびのび広場」

- (2) 本妙寺山緑地公園  
ア 開催日時 令和8年(2026年)9月14日(月)午後1時30分から  
イ 開催場所 本妙寺山緑地公園「駐車場」
- (3) 申込方法 現地説明会申込書により申し込むこと。
- (4) 申込期限 令和8年(2026年)9月11日(金)午後5時00分
- (5) 申込先 toshikouen@pref.kumamoto.lg.jp
- 10 指定管理候補者の選定  
令和8年(2026年)10月14日(水)に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。
- 11 留意事項
- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前に、指定管理候補者が「4 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがある。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「4 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。
- (3) 県は、当該施設を、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第112号)第148条に定める避難施設として指定し、武力攻撃や大規模テロが生じた際に当該施設を避難施設として使用することがある。
- (4) 指定管理者が現在の指定管理者と異なる場合は、令和8年度(2026年度)中に引継ぎを行い、令和9年(2027年)4月1日から円滑な業務を行うことができるようにすること。引継ぎ期間に係る委託料の措置は行わない。
- (5) 指定管理期間中に、施設の改修又は改築等を行う可能性がある。改修等に伴い施設の使用ができない場合は、県と協議のうえ対応するものとする。
- 12 問い合わせ  
熊本県土木部道路都市局都市計画課都市施設班 担当：坂下、西郷  
電話番号 096-333-2521(直通)  
電子メール toshikouen@pref.kumamoto.lg.jp

**熊本県公告第505号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和8年(2026年)9月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定管理者に管理運営を行わせる公の施設の概要
- (1) 施設の名称 水俣広域公園
- (2) 所在地 水俣市汐見町一丁目231番12号
- (3) 面積 41.8ヘクタール
- (4) 施設の概要
- ア 園路及び広場 園路、潮騒の広場、海の広場、子供の広場、ふるさと広場等
- イ 修景施設 水鳥の池、竹林園、植栽、芝生、花壇、滝等
- ウ 休養施設 休憩所、ベンチ等
- エ 遊戯施設 複合遊具(ぶらんこ、滑り台等)、ロープジャングルジム、フットネス遊具(うんてい、吊り輪等)等
- オ 運動施設 陸上競技場、テニスコート、グラウンドゴルフ場、多目的広場、野球・ソフトボール場等
- カ 教養施設 ナーサリー、展示室等
- キ 便益施設 駐車場、便所、時計台、水飲場、手洗い場等
- ク 管理施設 管理事務所、機械室、照明施設、標識・掲示板等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 条例第5条第2項の有料公園施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の維持及び修繕に関する業務
- (3) 条例第3条各号に掲げる行為を行っている者又は行おうとする者に対する指導業務
- (4) 条例第4条第2項各号に掲げる者に対する施設の利用の制限に関する業務
- (5) 有料公園施設を利用しようとする者が、条例第5条の2各号のいずれかに該当する場合に、利用の許可をしない業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和9年(2027年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日まで
- 4 参加資格
- (1) 指定管理者になろうとする者(以下「申請者」という。)は、法人又は団体(以下「法人等」という。)とし、複数の法人等で構成される者(以下「グループ」という。)での申請も可能とする。

- (2) 申請者（グループの場合は、そのグループを構成する全ての法人等）の参加資格は、次の全ての要件を満たさなければならない。ただし、グループの場合、そのグループを代表する法人等（以下「代表法人等」という。）以外の法人等（以下「構成法人等」という。）については、イの要件を満たす必要はないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 熊本県内に本店又は支店を有すること。

ウ 申請者の代表者等が、熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。

エ 労働者災害補償保険に加入していること。

オ 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

キ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

- (3) 申請者がグループの場合は、次の事項について注意すること。

ア 指定管理者指定申請書の提出は代表法人等が行うこと。

イ 指定管理者指定申請書の記名押印等については、代表法人等及び全ての構成法人等が行うこと。

ウ 代表法人等の変更は認めない。

エ 構成法人等の変更は原則として認めない。ただし、業務遂行上支障がないと判断される場合については、この限りでない。

- (4) 申請者は、複数の申請を行うことができない。また、グループの代表法人等及び構成法人等は、他のグループの代表法人等又は構成法人等になることができず、単独で申請することもできない。

## 5 申請書類

- (1) 申請者が提出する書類は以下のとおりとする。

ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）第2条で定める指定管理者指定申請書をいう。）

イ 水俣広域公園事業計画書

ウ グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表法人等、役割分担、代金請求・受領構成法人等を明らかにした書類）

エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

オ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

キ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類

ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない法人等は除く。）

ケ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

コ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

サ 熊本県内の本店又は支店に所属する従業員の名簿及び賃金台帳

- (2) 前号ウからコまでの書類は、全ての法人等が提出すること。

- (3) 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

## 6 申請

申請は、次により、「5 申請書類」に掲げる書類のうち申請に必要なもの（以下「申請書一式」という。）を提出して行うこと。

- (1) 提出先 熊本県土木部道路都市局都市計画課（県庁行政棟本館11階）

- (2) 受付期間 令和8年（2026年）9月18日（金）から令和8年（2026年）10月5日（月）まで（県の休日を除く。）

- (3) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで

- (4) 提出方法 持参に限る。

- (5) 提出部数 正本1部、副本9部（副本については、写しで可）

- (6) その他 申請書一式は、返却しない。また、申請書一式は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。なお、申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。

## 7 募集要項等の配布

6（1）に掲げる場所で、令和8年（2026年）9月4日（金）から令和8年（2026年）10月5日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。なお、熊本県ホームページにおいても掲載する。

## 8 質問・回答

募集要項の内容に関する質問は、次により行うこと。

- (1) 提出期限 令和8年(2026年)9月18日(金)午後5時00分
- (2) 提出方法 必要事項を記入した質問書を電子メールで提出すること。
- (3) 提出先 toshikouen@pref.kumamoto.lg.jp
- (4) 回答 令和8年(2026年)9月25日(金)午前9時00分までに県のホームページに掲載する。なお、質問をした法人等の名称は公表しない。

#### 9 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。参加を希望する場合は、次により申し込むこと。

- (1) 開催日時 令和8年(2026年)9月15日(火)午前10時30分から
- (2) 開催場所 水俣広域公園「公園管理事務所」
- (3) 申込方法 現地説明会申込書により申し込むこと。
- (4) 申込期限 令和8年(2026年)9月11日(金)午後5時00分
- (5) 申込先 toshikouen@pref.kumamoto.lg.jp

#### 10 指定管理候補者の選定

令和8年(2026年)10月14日(水)に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者とし、最終的に県において選定する。

#### 11 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前に、指定管理候補者が「4 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にできないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがある。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「4 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にできないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。
- (3) 県は、当該施設を、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第112号)第148条に定める避難施設として指定し、武力攻撃や大規模テロが生じた際に当該施設を避難施設として使用することがある。
- (4) 指定管理者が現在の指定管理者と異なる場合は、令和8年度(2026年度)中に引継ぎを行い、令和9年(2027年)4月1日から円滑な業務を行うことができるようにすること。引継ぎ期間に係る委託料の措置は行わない。
- (5) 指定管理期間中に、施設の改修又は改築等を行う可能性がある。改修等に伴い施設の使用ができない場合は、県と協議のうえ対応するものとする。

#### 12 問い合わせ

熊本県土木部道路都市局都市計画課都市施設班 担当：坂下、西郷  
電話番号 096-333-2521(直通)  
電子メール toshikouen@pref.kumamoto.lg.jp

### 登 載 依 頼

#### 熊本県教育委員会公告第35号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年(2026年)9月4日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
熊本県次期教育情報基盤システム構築等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室教育情報化推進班  
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年(2026年)8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 熊本流通情報センター  
熊本市南区流通団地1-24 熊本市流通情報会館4F
- 5 落札金額  
1,405,250,000円  
(うち消費税及び地方消費税の額127,750,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札

- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和8年(2026年)6月16日

---

**熊本県収用委員会公告第4号**

公 示 送 達

熊本県宇土市網津町字南谷2800番2の抵当権者(亡)清田亀喜の法定相続人 内村  
忠生(持分 189分の1)

住所不明 ただし 住民票上の住所 熊本県熊本市南区富合町杉島1457番地

上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局(熊本県熊本市中央区水前寺六  
丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえそ  
の交付を受けてください。

記

令和8年(2026年)8月26日付け熊収第34号の書類(令和7年度熊収第1号、  
第2号案件(網津I案件)の更正決定書正本)

(注意) 上記書類を受領しないときは、令和8年(2026年)9月15日をもってそ  
の書類の送達があったものとみなされます。

令和8年(2026年)9月4日

熊本県収用委員会会長 宮田 房之